

地方消費者行政の充実・強化について

平成24年5月
消費者庁地方協力課

1. 地方消費者行政の現状

平成24年1月現在

- 「事業計画」、地方公共団体へのヒアリングを基に、「基金」の活用状況等を整理。
- 平成21年度は47都道府県で約37億円、平成22年度は約62億円、平成23年度は約71億円(事業計画ベース)を取崩し。

消費者行政予算

	(合計)	(基金(実績))	(自主財源(最終予算))
○平成21年度:	約161億円	約37億円	約124億円
	(合計)	(基金(実績))	(自主財源(当初予算))
○平成22年度:	約187億円	約62億円	約125億円
	(合計)	(基金(※1))	(自主財源(※2))
○平成23年度:	約190億円	約71億円	約119億円

※1 事業計画に記載の当初予算額。

※2 基金を活用している自治体(事業計画に記載)の当初予算額。

【消費者行政予算のない市町村数】(平成22年度予算)
⇒180市町村(未設置率:10.5%)<前年425市町村(未設置24%)>

消費生活センター設置:3年間で200箇所程度増加

- 平成21年4月1日時点: 501箇所
- 平成22年4月1日時点: 611箇所(前年度比+110箇所)
- 平成23年4月1日時点: 665箇所(前年度比+54箇所)

<平成23年度末までの新設見込み>
37箇所設置予定

相談窓口設置:3年間で270程度の自治体で新設増加

- 平成21年4月1日時点: 1,008の自治体で設置
(89自治体で新設)
- 平成22年4月1日時点: 1,000の自治体で設置
(101自治体で新設)

【相談窓口(センター含む)の未設置状況】(平成22年4月1日現在)
⇒256市町村(未設置率:14.8%)<前年413市町村(未設置23.3%)>

<平成22年度から平成23年度末までの新設見込み>
80程度の自治体で新設予定

相談員の増員:3年間で550名程度増員

- 平成21年4月1日時点: 2,800名
- 平成22年4月1日時点: 3,146名

<平成22年度から23年度末までの増員見込み>
200人程度の増員見込み

相談員の処遇改善:3年間でのべ300程度の自治体で報酬引き上げ

- 平成21年度: 75自治体で相談員の報酬引き上げ
(10都府県、65市区町村で報酬引き上げ)
- 平成22年度: 134自治体で相談員の報酬引き上げ
(17県、117市町村で報酬引き上げ)

<平成23年度の見込み>
13の県、90程度の市町村で報酬引き上げ見込み

メニュー別「地方消費者行政活性化基金」活用状況 (21から23年(※)までの累計)

○ 消費生活センター・相談窓口設置	22.1%
○ 消費生活相談員養成、研修開催・参加支援	10.5%
○ 相談員配置・増員等(人件費)	14.7%
○ 相談窓口高度化	1.9%
○ 消費者教育・啓発	37.1%
○ 商品テスト強化	3.5%
○ 地方苦情処理委員会活性化	0.0%
○ 食品表示・安全機能強化	2.6%
○ オリジナル事業	7.5%

※平成23年度は事業計画ベースの見込額

2. 財政的な支援

◆「住民生活に光をそそぐ交付金」

- ◇ これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）に対する地方の取組みを支援するために、平成22年度補正予算において1,000億円が計上され創設。23年3月に交付決定。
- ◇ 地方消費者行政については、22年度内に10億円強、加えて、24年度までには15億円弱が「基金」として活用される予定。総じて積極的な活用が図られている。今後も、より効果的な活用がされるよう活用例の紹介などを通じて引き続き支援。

[活用例]

- “Love&Safety おおむら；こどもを事故から守るプロジェクト”（長崎県大村市）
市をあげて子どもの事故を予防する取り組み。市内の医療機関が中心となり、教育委員会、保育園、幼稚園等の教育機関や警察、消防、研究機関等の参加により、こどもの事故に関する情報を収集・解析。その結果を市全体で共有することで早期の予防対策に繋げていくもの。
- その他にも、市内事業者との連携による“暮らし安全マイスター認定制度の創設”（青森県八戸市）、弁護士や民生委員との連携による“消費者保護人材育成事業”（埼玉県加須市）等の様々な取り組みが実施される予定。

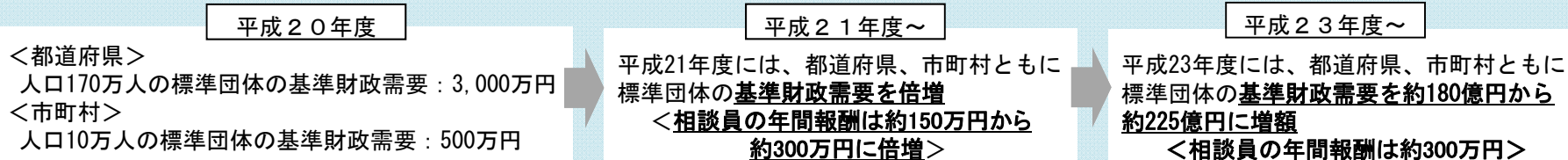
◆「地方消費者行政活性化基金」の造成

- ◇ 今後3年程度（平成21～23年度）を消費生活相談体制強化のための“集中育成・強化期間”と位置付け、各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金（約223億円）」を通じ、地方自治体の取組を支援。基金は、最長平成24年度まで活用可能（現在、全都道府県延長）。

[活用実績] 平成21年度は総額で約37億円、平成22年度は総額で約61億円が取崩され、平成23年度は総額で約69億円（事業計画ベース）が取り崩される見込み。

◆地方交付税措置の拡充

- ◇ 基金を活用した活性化事業に取り組むと同時に、地方自治体の消費者行政予算の充実を図っている。
 - ・平成21年度に消費者行政に係る「基準財政需要」を約90億円から約180億円に拡充。
 - ・平成23年度に消費者行政に係る「基準財政需要」を約180億円から約225億円に拡充。



3. 「地方消費者行政活性化基金」の上積み

5億円(平成24年度予算・新規)

(食の安全・安心のための取組、地域の多様な民間団体の活動支援)

《背景》◇食品と放射能の問題をきっかけとする**食の安全性**への消費者の不安 → **消費行動の変化**

◇**地域全体の消費者問題への対応力を向上**するためには、自治体の取組に加え、地域の子育て、環境、福祉、産業等の**多様な主体による消費者問題に関する取組**を活性化する必要。

→上記を踏まえ、既存の「地方消費者行政活性化基金」の上積み・拡充を行う。

実施事業のイメージ

①**食の安全・安心に関する事業**：自治体を実施する食の安全・安心の確保に向けた取組

- ・活動の核となる人材の確保・育成 ～専門家の育成・活動支援
- ・消費者への情報提供・消費者教育 ～勉強会や意見交換会の開催、学習資料の作成 等

②**民間団体による活動への支援事業**：地域の多様な主体による消費者問題への取組を活性化する事業

- ・自治会、商店会や学校等が連携した市民主体の講座の開催
- ・医師会やPTA等が連携した子どもの見守り事業 等

※②のうち、民間団体が主体となる活動への補助については現行の基金運営要領で対応できないため、運営要領を改正し基金の用途を拡充。

《本予算の意義》

- 食の安全性への消費者の不安解消や、民間団体を含む地域全体の消費者問題への対応力向上
- 消費者庁の創設以来初めて、次年度以降の予算の基礎となる当初予算に、地方消費者行政のための財源を確保 →**今後の地方消費者行政の充実に向けて大きな意義**

4. 東日本大震災への対応について

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」を受け、消費者庁としても以下の取組を通じ、自治体の消費者行政を支援。

◆被災地への専門家の派遣

- 地元自治体からの要請等のニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口 to 各分野の専門家を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対して支援。（平成23年5月～）
- 平成24年月31日現在、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の自治体相談窓口（15自治体45ヶ所）と法テラス出張所（4ヶ所）に、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、社会保険労務士、社会福祉士、ファイナンシャルプランナーを延べ2,356人（人日）を派遣。

◆被災4県に対する「地方消費者行政活性化基金」の増額等

- 各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、①震災対応の緊急事業への活用を可能とするとともに、被災4県（岩手・宮城・福島・茨城）については、②いわゆる「2分の1基準」の緩和、③取り崩し期限の延長（最大平成25年度末まで）といった柔軟な運用。
- 震災・原発事故を受けた緊急対応（食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等）により、被災4県では基金に不足が見込まれるため、3.64億円の上積み（平成24年度予算）。
- これにより、震災で低下した相談体制の回復、震災に対応した事業の実施等が可能に。

◆地方自治体における消費サイドでの放射性物質検査体制の整備

- 消費者の安全・安心をよりいっそう確保するため、国民生活センターと共同で自治体に検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制を整備。
- これまで第4次の貸与先まで決定し、合計で394台を配備予定。（平成24年4月末現在：約170台を配備）
- 検査機器の貸与のほか、検査を担当する自治体の職員等を対象として、検査等に関する研修会を開催するなど、自治体における検査体制をバックアップ。

5. 地方消費者行政の充実に向けた消費者庁の取組（1）

「地方消費者行政活性化基金」終了後における 地方消費者行政の充実・強化

◆財源確保に向けた取組

- 平成25年度以降においても、地方消費者行政に積極的に取り組む地方自治体を引き続き支援し、自治体での取組を下支えできるような財源の確保に向け、最大限の努力。

◆「地方消費者行政の充実・強化のための指針（仮称）」の策定

- 人口規模別の市町村の消費生活相談等の対応、広域連携の取組、庁内の各部署との連携の取組、地域の多様な主体の「参加」と「連携」の取組、消費生活相談員の処遇改善の取組等について、詳細な事例集とこれを基にした「地方への提言」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針（仮称）」を6月までに作成予定。

5. 地方消費者行政の充実に向けた消費者庁の取組（2）

消費生活相談業務の一層の質の向上

◆「消費生活相談員の資格の法的位置づけの明確化等に関する検討会」

- 消費生活相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図るため、平成23年10月に「消費生活相談員の資格の法的位置づけの明確化等に関する検討会」を立ち上げ、今夏を目途に中間とりまとめを行う予定。

◆「P I O-N E T刷新に関する検討会」

- P I O（パイオ）-N E T（ネット）（全国消費生活情報ネットワーク・システム）についても、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上など、一層使い勝手の良いものとするため、平成23年12月に「P I O-N E T刷新に関する検討会」を立ち上げ、今夏を目途に取りまとめ予定。

「相談員の窓」の設置

- 電話またはファックスにより、相談員からの当庁所管法令に関する法令解釈照会や改善提案等を受け付ける専用窓口として“相談員の窓”を4月1日に設置。

“相談員の窓” 電話番号：03-3507-9258 FAX番号：03-3507-9259

受付時間：月～金曜日（祝日を除く）9:30～17:30

（本件は、地方自治体、国民生活センター、経済産業局等の国の地方支分部局で行っている従来の対応に変更を加えるものではない）